

令和3年度  
「徳島市創業促進事業補助金」  
交 付 要 領

[ 令和3年4月 ]

＜創業予定者等、女性・若者、若年U I Jターン者に対する支援＞

【 応 募 】

必ず事業実施前に申請してください。

募集は令和3年4月5日（月）～令和3年6月18日（金）です。ただし、予算額に達し次第、募集を終了します。

申請された書類に基づき資格要件及び事業内容等の審査を行い、採択者を決定します。

【提出・問い合わせ先】

徳島市経済部経済政策課

- 住 所 : 〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地
- 電 話 : 088-621-5225
- F A X : 088-621-5196
- E - mail : keizai\_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp
- 受付時間 : 8:30~17:00/月~金曜日（祝日を除く）

【その他】

本交付要領のほか、補助金交付申請書等を、徳島市のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

## 1 事業目的

徳島市において、新たに創業を行い又は創業して1年以内（第二創業を含む）の者に対して、その創業等に要する経費の一部を補助する事業で、新たな需要や雇用の創出等を促し、本市経済を活性化させることを目的とします。

## 2 補助対象者

本補助金の交付申請をしようとする者は、以下の（1）から（8）の全ての要件を満たすことが必要です。

- （1）「新たに創業する者」、「第二創業を行う者」又は「創業して1年以内の者」であること。
- ①「新たに創業する者」とは、令和3年4月1日から令和4年3月31日に本市において創業した者又は創業する者であって、個人開業、会社（以下、会社法上の株式会社、合同会社、合名会社、合資会社を指す。）又は特定非営利活動法人の設立を行い、その代表となる者。
  - ②「第二創業を行う者」とは、個人事業主、会社又は特定非営利活動法人であって、募集開始日の6カ月前の日（令和2年10月1日）から、募集開始日以降6カ月以内（令和3年10月1日）の間に事業承継を行った者又は行う者。また、令和3年4月1日から令和4年3月31日に本市において、既存事業以外の新事業を開始することが必要です。
  - ③「創業して1年以内の者」とは、本市で創業（第二創業を含む）後、本補助金の交付を申請した日（以下「申請日」において1年を経過していない個人事業主、会社又は特定非営利法人の代表者であること。

※上記①②③における「会社」及び「個人事業主」とは、以下の定義に該当する「中小企業者」を指します。

業 種 分 類	定 義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
卸 売 業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
小 売 業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
サービスマ	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主

※上記①②③における「特定非営利活動法人」とは、中小企業者の振興に資する事業を行う者であって以下のいずれかを満たす必要があります。

- ア) 中小企業者と連携して事業を行うもの。
- イ) 中小企業者の支援を行うために中小企業者が主体となって設立するもの（社員総会における表決議の2分の1以上を中小企業者が有しているもの）。
- ウ) 新たな市場の創出を通じて、中小企業の市場拡大にも資する事業活動を行う者であって、有給職員を雇用するもの。

- （2）次のいずれかに該当する者（みなし大企業）でないこと。

- ①発行済株式の総数又は出資総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
- ②発行済株式の総数又は出資総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。
- (3) 補助対象者が個人の場合は、本市に住民票を有し、本市で事業を興す者であること。法人の場合は本市に本店又は主たる事業所を置き、本市で事業を興す者であること。
- (4) 市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号から第4号までに規定する普通税、同条第6項第1号に規定する目的税及びこれらに係る延滞金及び督促手数料をいう。）を滞納していないこと。
- (5) 同一の事業について本補助金及び国（独立行政法人を含む）・県等の公的機関から補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がない者であること。  
※交付決定後に他の制度と併用している事実を発見した場合は、交付決定を取り消し、必要に応じて補助金の返還を求める場合があります。
- (6) 訴訟や法令順守上の問題を抱えている者ではないこと。
- (7) 申請者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと。また、反社会的勢力との関係を有しないこと。反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける場合も対象外
- (8) 徳島市創業支援等事業計画における認定連携創業支援事業者に相談の上、申請書を提出するもの。

★本補助金の対象となる若年U・Jターン者は、上記の要件に加えて、次の（9）、（10）に掲げる要件をすべて備えている者とします。

- (9) 本補助金の交付を申請した日（以下「申請日」という。）において、本市の住民基本台帳に記載されていない者、又は県外から本市に転入し住民登録を行った者のうち1年を経過していない者（いずれも就学の期間を除き、本市転入直前に県外で継続して1年以上居住していた者に限る）。ただし、創業日時点で本市に住民登録を行っていること。
- (10) 新規学卒者でない45歳未満の者。

★本補助金の対象となる女性・若者は、上記の要件に加えて、女性又は申請日において、35歳未満の者をいいます。

なお、要件を満たしていないにも関わらず、本補助金の交付の決定を受けていたことが判明した場合は、その決定を取り消します。

また、本補助金の交付の決定を受けた後に、事情変更により要件を満たさなくなった場合は、その決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

### 3 補助対象事業

本補助金の対象となる事業は、以下の（1）から（3）の全ての要件を満たすことが必要です。

- (1) 既存技術の転用、隠れた価値の発掘（新技術、設計・デザイン、アイデアの活用等を含む。）を行う新たなビジネスモデルにより需要や雇用を創出するもの、本市域外の市場獲得を念頭とした事業を興すもの。
- (2) 金融機関からの外部資金による調達が十分見込める事業であること。
- (3) 以下のいずれにも合致しないこと。
  - ① 公序良俗に問題のある事業。
  - ② 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業など）。

## 4 補助対象経費等

### (1) 対象経費

補助事業実施のために必要となる経費となりますが、以下の①から③の条件を全て満たすものを対象とします。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付決定日以降の契約・発注により発生した経費
- ③ 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

※下記に記載されている〔補助対象経費〕が対象となります。

その他、下記に例示された〔対象とならない経費〕、及び記載されていない経費は、原則補助対象外となります。

#### 【対象経費一覧】

#### ①創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費

##### 〔補助対象経費〕

- ・徳島市内での開業、法人設立、既存事業部門の廃止に伴う司法書士・行政書士等に支払う申請資料作成経費

##### 〔対象とならない経費〕

- ・商号の登記、会社設立登記・廃業登記・登記事項変更等に係る登録免許税・工業登録料
- ・定款認証料、収入印紙代
- ・その他官公署へ対する各種証明類取得費用（印鑑証明等）

#### ②マーケティング調査費（外部へ委託するマーケティング調査に係る費用）

##### 〔補助対象経費〕

- ・市場調査費、市場調査に要する郵送料・メール便などの実費
- ・調査に必要な派遣、役務等の契約による外部人材の費用

##### 〔対象とならない経費〕

- ・切手の購入を目的とする費用
- ・調査の実施に伴う記念品代、謝礼等

#### ③広報費（広報に係る費用）

##### 〔補助対象経費〕

- ・販路開拓に係る広報宣伝費、パンフレット印刷費、パンフレットデザイン費、展示会出展費用（出展料・配送料）
- ・WEBサイトの制作・改良に係る委託費（デザイン費、外国語翻訳費を含む。）
- ・インターネット広告及び新聞・雑誌等への広告掲載費
- ・名刺、看板、ロゴマーク作成費
- ・宣伝に必要な派遣・役務等の契約による外部人材の費用
- ・ダイレクトメールの郵送料・メール便などの実費
- ・販路開拓に係る無料事業説明会開催等費用
- ・広報や宣伝のために購入した見本品や展示品（商品・製品版と表示や形状が明確に異なるもののみ）

例）家電量販店等においてある製品のモップアップ、飲食店頭に展示されている食品見本等  
※商品の概要、ニュアンス等を伝えることを目的とし実際の製品同等の使用が出来ないこと

<p>が原則</p> <p><b>[対象とならない経費]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・切手の購入を目的とする費用</li> <li>・本補助事業と関係のない活動に係る広報費（補助事業にのみ係わった広報費と限定できないもの）</li> </ul>
<p><b>◆④店舗等借入費（女性・若者、若年U I Jターン者に適用）</b></p> <p><b>[対象となる経費]</b>・・・交付決定前の契約でも補助対象期間内に支払った経費は対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・徳島市内の店舗、事業所の賃借料、共益費</li> <li>・レンタルオフィス会費については、賃借料、共益費のみ</li> </ul> <p><b>[対象とならない経費]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住など事業以外の用途と兼用する店舗・事業所</li> <li>・店舗、事業所の賃貸契約に係る敷金、礼金、保証金等</li> <li>・駐車場の賃借料</li> <li>・徳島市内の店舗、事業所の借入に伴う仲介手数料</li> <li>・火災保険料、地震保険料</li> <li>・申請者本人又は三親等以内の親族が所有する不動産等に係る店舗等借入費</li> <li>・既に借用している場合は、交付決定日より前に支払った賃借料</li> <li>・第三者に貸す部屋等の賃借料</li> </ul>
<p><b>◆⑤設備費（女性・若者、若年U I Jターン者に適用）</b></p> <p><b>[補助対象経費]</b>・・・交付決定前の契約でも補助対象期間内に支払った経費は対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市内の店舗又は事業所内で使用する機械装置・工具・器具・備品の調達費用など （リース・レンタルで調達するものに限る）</li> </ul> <p><b>[対象とならない経費]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品・中古品購入費・不動産の購入費</li> <li>・汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費用 （例：パソコン、カメラ等容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるもの）</li> <li>・既に借用している物等の交付決定日より前に支払った賃借料</li> <li>・ソフトウェアの購入費、ライセンス費用など</li> </ul>
<p><b>◆⑥感染症防止対策等に係る費用</b></p> <p><b>[補助対象経費]</b>・・・交付決定前の契約でも補助対象期間内に支払った経費は対象</p> <p>感染拡大防止対策に要する経費のほか、感染防止だけでなく販路拡大等による収益向上にも繋がる取組みに係る経費への補助。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非接触型体温計、仕切りアクリル板、サーキュレーター、網戸等の物品購入・設置費</li> <li>・換気扇、自動水栓、テイクアウト専用窓口、屋外テラス席設置等の改修・修繕費</li> <li>・テイクアウトやデリバリー、ネット販売等の感染防止と収益向上に繋がる取組みに必要な備品、手数料等の費用</li> </ul> <p><b>[対象とならない経費]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品（マスク、消毒液等1回又は短時間の使用により消費される性質のもの）</li> </ul>
<p><b>◆⑦その他費用</b></p> <p><b>[対象とならない経費]</b></p> <p>※上記①～⑥に区分される費用においても、下記に該当する経費は対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信運搬費（電話代、切手代、インターネット利用料金等）、光熱水費</li> <li>・プリペイドカード、商品券等の金券</li> </ul>

- ・事務用品・衣類・食器等の消耗品に類する費用、雑誌購読料、新聞代、書籍代
- ・団体等の会費、フランチャイズ契約に伴う加盟料・一括広告費
- ・飲食、奢侈、遊興、娯楽、接待の費用
- ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・公租公課（消費税及び地方消費税等）、各種保険料
- ・振込手数料、代引き手数料
- ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・他の事業との明確な区分が困難である経費
- ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切な経費

(2) 補助率

①②③④⑤・・・補助対象経費の3分の2以内

⑥・・・補助対象経費の10分の10以内

(3) 限度額

創業予定者等

(①+②+③) × 2/3 (上限30万円) + ⑥ × 10/10 (上限10万円) **計40万円**

女性・若者、若年U I Jターン者

(①+②+③+④+⑤) × 2/3 (上限40万円) + ⑥ × 10/10 (上限10万円) **計50万円**

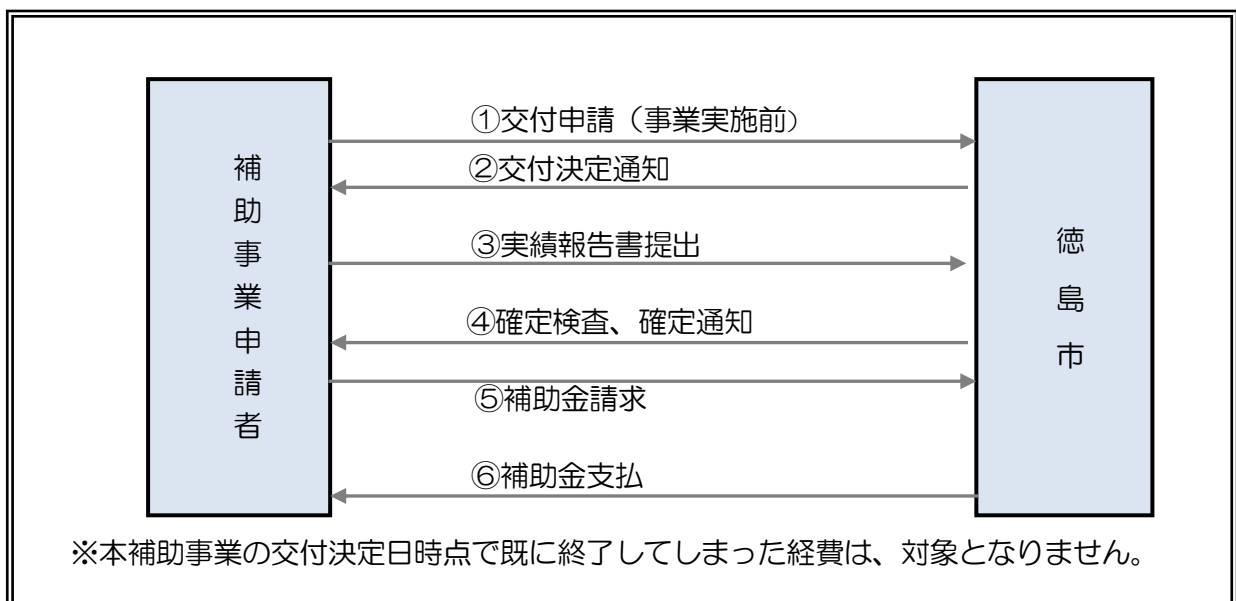
## 5 補助対象期間

本補助事業の補助対象期間は、交付決定日から令和4年2月28日までです。店舗等借入費及設備費については、交付決定日より前の契約であっても、交付決定日以降に支払った補助対象期間分の費用は対象となります。

## 6 事業（手続き）の流れ

補助金の申請から事業完了までの流れは、次の図のとおりです。

【事業（手続き）の流れ】



## 7 交付申請（応募上の注意）

### （1）申請書類について

- ① 次に掲げる「提出書類一覧」により、申請書類等を作成し、提出してください。
- ② 提出された申請書類等は、返却しませんので予めご了承ください。
- ③ 提出された申請書類等の内容に関して、当方より電話やメール等での問い合わせ、追加資料の提出を求める場合があります。
- ④ 申請していない補助対象経費については、実績報告書を提出の際に追加できません。

#### 提出書類

- ◇ 補助金交付申請書（様式第1号）
- ◇ 事業計画書（様式第2号） ◇ 収支予算書（様式第3号）
- ◇ 交付申請者の住民票 ◇ 若年U・Jターン者の場合は、住民票に代えて戸籍の附票
- ◇ 市税の納付状況に関する同意書（課税が徳島市以外の場合は、当該課税を行った市町村発行の納税証明書）
- ◇ 女性・若者、若年U・Jターン者で、店舗等借入費がある場合は、店舗・事業所の賃貸借契約書（見積書）等の写し
- ◇ 女性・若者・若年U・Jターン者で、設備費がある場合は、機械装置・工具・器具・備品の賃貸借契約書（見積書）等の写し

### （2）提出方法について

提出書類を、本交付要領表紙に記載の提出先へ持参により提出してください。

※ 補助金の支払いについては、本補助事業完了後の実績報告書の提出を受け、補助金の額が確定した後に、精算払により行いますので、ご注意ください。

## 8 交付決定等

提出された書類に基づき資格要件及び事業内容等を審査し、補助金を交付すべきものと認められるときは交付決定を行います。審査の結果（不交付の理由等）に関するお問い合わせには一切応じかねますので、予めご承知願います。いずれの審査結果も、採択の可否を書面により通知します。

## 9 事業内容の変更

交付決定を受けた後、本補助事業の補助対象経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは本補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に承認を受けなければなりません。なお、軽微な変更の場合は、承認の必要はありません。（次表に掲げる要件に該当する場合）

#### 【軽微な変更】

区 分	変更の内容
経費の配分の変更	◇補助事業に要する経費全体の20%以内の減少となる変更をする場合 ◇対象経費の区分の相互間において、補助対象経費のいずれか低い額の20%以内の経費を流用する場合

事業内容の変更	補助事業の目的達成に支障を来すおそれのない、事業計画の細部の変更をする場合
---------	---------------------------------------

#### 提出書類

- ◇ 補助金変更申請書（様式第6号） ◇ 取下げ申請書（様式第8号）
- ◇ 事業計画書（変更後）（様式第2号）
- ◇ 収支予算書（変更後）（様式第7号）

## 10 実績報告等

### (1) 実績報告について

補助事業者は、本補助事業が完了したときは、補助事業の完了後30日以内、又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、次の書類を提出していただく必要があります。

#### 提出書類

- ◇ 補助金実績報告書（様式第11号） ◇ 事業実績書（様式第12号）
- ◇ 収支決算書（様式第13号）
- ◇ 個人事業主の場合は、個人事業の開廃業等届出書の写し（税務署の受付印のあるもの）
- ◇ 法人の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（3カ月以内のもの、コピー可）
- ◇ 補助対象経費の支出を証明する書類（領収書等）の写し

### (2) 経理文書等の保存について

補助事業者は、本補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした帳簿、及び支出証拠書類を整備し、本補助事業が完了した年度の終了後5年間保存しなければなりません。

## 11 その他

### (1) 交付申請書等の作成経費について

本補助事業の申請に当たって要した交付申請書等の作成経費は、補助金の交付決定の可否を問わず、一切支給しません。

### (2) 提出された申請書類等の取扱いについて

申請書類等の機密保持については、本補助事業実施のためにのみ使用することとします。

### (3) 審査時における考慮について

徳島市の特定創業支援事業を受けた方は、補助金の審査時に考慮します。

特定創業支援事業とは、創業を行おうとする人に対する継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識がすべて身につく事業をいいます。

徳島市の特定支援事業は、とくしま創業塾、女性起業塾、起業力養成講座、起業家セミナー（あわぎん創業スクール）です。（令和3年4月現在）

それぞれ出席要件等がありますので、詳細は経済政策課までご確認ください。